

東大和市民会館条例の一部を改正する条例

東大和市民会館条例（平成12年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考に次の1項を加える。

- 9 展示等のため大ホールホワイエのみを利用する場合の利用料金は、その利用区分に係る利用料金の額の100分の15に相当する額とする。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。